

登別市若山浄化センター等維持管理業務包括委託

公募型プロポーザル実施要領

令和7年9月

登 別 市

この実施要領（以下「本書」という。）は、登別市（以下「発注者」という。）が発注する「登別市若山浄化センター等維持管理業務包括委託」（以下「本委託業務」という。）について、公募型プロポーザル方式による民間事業者（以下「事業者」という。）の募集及び選定を行うにあたり、必要な事項を定めるものである。本書は、別添の以下の書類と一体をなすものである（本書を含めて、以下「実施要領等」という。）。

- ① 公告
- ② 要求水準書
- ③ 評価基準
- ④ 包括委託契約書（案）

1 概要

(1) 委託名称

登別市若山浄化センター等維持管理業務包括委託

(2) 対象施設及び履行場所

登別市若山町1丁目29番地1

若山浄化センターほか（要求水準書「別紙2 対象施設の概要」を参照のこと。）

(3) 委託範囲

委託範囲は、要求水準書「表1-1 業務の対象範囲」を参照のこと。

(4) 委託期間

契約締結日から令和13年3月31日までとする。ただし、契約締結日から令和8年3月31日までは引継期間とし、業務履行期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

なお、引継期間内に係る経費は受注者の負担とする。

(5) 提案上限額

本委託業務における提案上限額を設定する。

金1,139,800,000円（5カ年の合計額）

（消費税及び地方消費税の額を含まない）

(6) 担当グループ

都市整備部下水道グループ

住所：〒059-8701 登別市中央町6丁目11番地

電話：0143-85-9052

E-mail：ges-shu@city.noboribetsu.lg.jp

(7) 最優秀者（受注候補者）審査の概要

① 名称 登別市若山浄化センター等維持管理業務包括委託プロポーザル
（以下「プロポーザル」という。）

② 方式 公募型プロポーザル方式とし、審査は2段階で行う。

【第1次審査】

参加意向申出書等の書類審査を行い、参加資格要件に適合する参加者を選定する。

【第2次審査】

第1次審査により選定されたプロポーザル提案者を対象に、提出された業務提案書等のプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、登別市若山浄化センター等維持管理業務包括委託プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）において採点した合計点の一番高得点の者を最優秀者（受注候補者）として選定する。

2 受注候補者選定のスケジュール

項 目	日 程
実施要領等公表	令和7年 9月26日（金）
現場見学参加申込み	令和7年 9月26日（金） ～令和7年10月 3日（金）
現場見学・資料閲覧	令和7年10月 1日（水） ～令和7年10月 7日（火）
質問受付	令和7年 9月26日（金） ～令和7年10月16日（木）
質問回答	令和7年10月31日（金）
参加意向申出書等提出期限	令和7年11月11日（火）
第1次審査結果通知	令和7年11月18日（火）
業務提案書等提出期限	令和7年11月26日（水）
第2次審査	令和7年12月16日（火）
第2次審査結果通知	令和7年12月22日（月）
第2次審査結果公表	令和7年12月26日（金）
契約予定時期	令和8年 1月以降
契約期間	契約締結日から 令和13年3月31日まで (契約締結日から 令和8年3月31日までは引継期間、 令和8年4月1日から 令和13年3月31日までは業務履行期間とする。)

3 参加資格

(1) 参加者の構成等

① 参加者の構成

参加者は、単独企業又は共同企業体とする。共同企業体を構成する企業（以下「構成員」という。）は、2社以上、最大5社までとする。

なお、共同企業体は、本委託業務の実施に関して、各構成員が適切な役割を担うものとする。

② 共同企業体の参加構成

ア 出資比率

共同企業体の構成員の出資比率については、次のとおりとする。

- (A) 2社の場合 30%以上
- (B) 3社の場合 20%以上
- (C) 4社の場合 15%以上
- (D) 5社の場合 10%以上

イ 代表企業要件

共同企業体の代表企業は、構成員のうち、3、(2)、②に該当し、構成員のうち最大の業務遂行能力を有する者とし、代表企業の出資比率は構成員中最大であるものとする。

ウ 発注者との交渉窓口

発注者との交渉窓口となる者は、共同企業体の代表企業とすること。

エ 構成員の権利義務の制限

- (A) 構成員は、本委託業務について参加する他の共同企業体に参加することはできない。
- (B) 構成員は、本委託業務についてこの企業体と別に参加することはできない。
- (C) 構成員は、当企業体の利益に反しない限り自己のための営業を営むことができる。
- (D) 構成員は、共同企業体協定書に基づく権利義務を第三者に承継させてはいけない。

③ 構成員の変更

参加意向申出書類の受付締切日以降は、構成員の変更は認めない。

(2) 参加者の資格要件

① 共通の資格要件

単独企業又は構成員は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次の要件を満たすこと。

- ア 登別市競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成7年3月制定）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。又は再生手続中でないもの。
- エ 国税、都道府県税及び市税に未納の税額がないこと。
- オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくはその構成員の統制下にある者でないこと。
- カ 暴力団の構成員及びその利益となる活動を行ったことがある者が含まれていないこと。

② 単独企業又は代表企業に関する要件

単独企業又は代表企業は、次の要件のすべてを満たすこと。

- ア 登別市競争入札等参加資格有資格者名簿（業務委託）に登載されている者であること。なお、登別市競争入札等参加資格有資格者名簿（業務委託）に登載されていない者が審査に参加する場合は、登別市物品等に係る競争入札等（小規模修繕を含む）参加資格審査申請をし、参加意向申出書等提出期限（令和7年11月11日）の前日までに認定を受けること。
- イ 北海道内に本店又は支店等を有すること。
- ウ 寒冷地（北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、及び福島県）に所在する、下水道法（昭和33年法律第79号）に基づく終末処理場（オキシデーションディッチ法又は同法に高度処理を付加した処理法（高度処理オキシデーションディッチ法を含む）の施設で、5,000m³/日以上以上の処理能力を有するものに限る。）において、水処理施設及び汚泥処理施設双方の維持管理業務を通算で3ヶ年以上履行した実績（入札参加資格確認申請書類の受付締切日現在で履行を継続中の令和7年度業務についても1年間の履行実績とみなす。）を有すること。
なお、この業務実績は、単独企業での実績だけでなく、共同企業体の構成員又は組合の構成員としての実績も含む。
- エ 下水道処理施設維持管理業者登録規定（昭和62年建設省告示第1348号）に基づく、下水道処理施設維持管理業者登録を有すること、又は、過去に若山浄化センターの運転管理業務を履行した実績を有すること。この履行実績についても、共同企業体の構成員又は組合の組合員での実績も含む。
- オ 現場業務を総括する総括責任者として、下水道法第22条第2項に係る有資格者を1名専任で配置すること。また、副総括責任者として、下水道法第22条第2項に係る有資格者を1名専任で配置すること。

③ 地元貢献等に関する要件

登別市民の雇用確保や地元経済及び地元振興に努めること。

④ 参加資格の確認基準日

参加資格の確認基準日は、参加意向申出書等提出期限日とする。

⑤ 参加資格確認後の資格喪失の取扱い

参加資格が確認された単独企業又は構成員が、参加資格確認申請書類の受付締切日後に参加資格を欠くにいたった場合、当該単独企業又は共同企業体は失格とする。

4 参加意向申出書等の手続き

(1) 参加意向申出書等の交付場所及び交付方法等

① 交付場所及び交付方法

登別市公式ウェブサイトから直接ダウンロードする方法による。

URL：<https://www.city.noboribetsu.lg.jp/article/2025091700019/>

② 交付開始 令和7年9月26日（金）から

(2) 現場見学参加申込手続き

現場見学の希望がある場合は、次のとおり提出すること。

① 提出方法

現場見学参加申込フォームに直接入力することにより行うものとする。

現場見学参加申込フォームアドレス

URL : <https://logoform.jp/form/szZL/1236610>

※入力後、電話により担当グループへ受信確認を行うこと。

②提出期限

令和7年9月26日(金) 9時00分 から

令和7年10月3日(金) 17時00分 まで

③現場見学期間

令和7年10月1日(水) 9時00分 から

令和7年10月7日(火) 17時00分 まで

(3) 資料閲覧

本委託業務に関する資料閲覧を次の要領で行う。

①閲覧可能資料

閲覧が可能な資料は、表4-1に示すとおりであり、電子データを収納したCD-ROMを提供する。

表 4-1 閲覧可能資料

番号	名 称
1	認可図書 of 抜粋
2	法定試験結果 (若山浄化センター、令和元年～令和6年度)
3	水質定例検査結果 (若山浄化センター、令和元年～令和6年度)
4	汚泥試験結果 (若山浄化センター、令和元年～令和6年度)
5	若山浄化センター関係図面 (一般平面図、設備フローシート、管理棟・汚泥処理棟各階平面図及び単線結線図)
6	し尿投入施設関係図面 (一般平面図、設備フローシート及び単線結線図)
7	若草ポンプ場、幌別ポンプ場及び登別ポンプ場関係図面 (一般平面図、設備フローシート及び単線結線図)
8	光熱水費、薬品費、委託費及び修繕費 (令和元年～令和6年度)
9	維持管理年報 (若山浄化センター、※し尿投入施設、若草ポンプ場、幌別ポンプ場、登別ポンプ場、令和元年～令和6年度)
10	ASPデータ (下水道施設台帳)
11	緊急時体制 (登別市の体制)
12	積算根拠資料
13	太陽光発電量等想定資料

5 質問書の提出手続き等

本プロポーザルに関する質問がある場合は、次のとおり提出すること。

(1) 提出方法

次の質問フォームに直接入力することにより行うものとする。

質問フォームアドレス

URL : <https://logoform.jp/form/szZL/1236660>

※入力後、電話により担当グループへ受信確認を行うこと。

(2) 提出期限

令和7年10月16日(木) 17時00分

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和7年10月31日(金)までに、質問を行った法人名等は伏せたうえで、登別市公式ウェブサイトにて公表する。

6 参加資格の確認

参加資格確認申請時の書類

参加希望者は、次のとおり参加意向申出書等を提出しなければならない。なお、期限までに参加意向申出書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、本プロポーザルに参加することができない。

(1) 提出方法

参加意向申出書等提出フォームから提出書類(PDF形式とする。)をアップロードすることにより行うものとする。

参加意向申出書等提出フォームアドレス

URL : <https://logoform.jp/form/szZL/1226398>

※アップロード後、電話により担当グループへ受信確認を行うこと。

(2) 提出期限

令和7年11月11日(火) 17時00分

(3) 提出書類

表6-1に示す書類を提出すること。

表 6-1 参加資格確認申請時の提出書類（○は提出が必要な書類）

提出書類	単独企業	共同企業体		留意事項
		代表企業	構成員 その他の	
参加資格確認申請書	○	○	-	様式第1号
登記事項証明書	-	-	○	公告日以降に交付されたもの。
定款	-	-	○	最新のものを出すること。
直近決算年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書	○	○	○	会社法（平成17年法律第86号）第435条第2項に規定されたもの。
国税に係る納税証明書	○	○	○	直近1ヶ年度分の納税証明書「その3の3」を出すること。
都道府県税に係る納税証明書	○	○	○	本店所在地の直近1ヶ年度分の都道府県税に係る納税証明書。
市町村税に係る納税証明書	○	○	○	本店所在地の直近1ヶ年度分の市町村税に係る納税証明書。
寒冷地に所在する終末処理場（オキシレーションディッチ法又は同法に高度処理を付加した処理法（高度処理オキシレーションディッチ法を含む）の施設で5,000m ³ /日以上処理能力を有するものに限る。）において、水処理施設及び汚泥処理施設双方の維持管理実績を証明する書類	○	○	-	代表企業が提出すること。維持管理実績を確認できる契約書、要求水準書等の写し（1件以上）。
下水道処理施設維持管理業者登録証の写し又は業務履行実績を証明する書類	○	○	-	実績を確認できる契約書、要求水準書等の写し。
総括責任者及び副総括責任者の経歴を証明する書類	○	○	-	様式第2-1号、様式第2-2号。雇用保険被保険者証の写しを添付のこと。
共同企業体協定書	-	○	-	

本委託業務の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律及び関係法令に基づき適正に管理し、本委託業務の実施のために利用します。

(4) 参加意向申出書等の作成及び提出上の注意事項

- ① 参加意向申出書等の提出期限以後の訂正、追加、差し替え及び再提出は認めないものとする。
- ② 参加意向申出書等の提出後に辞退する場合は、令和7年11月12日（水）17時00分までに、理由を付した辞退届（様式第3号）を電子メールにより担当グループまで提出すること。

(5) 第1次審査

- ① 参加意向申出書等を審査し、本書の参加資格要件に該当するか確認する。
- ② 審査結果は、令和7年11月18日（火）までに全ての参加希望者へ通知する。
なお、業務提案者とならなかった者は、結果の通知を受けた日の翌日から起算して5日（日曜日及び土曜日を除く。）以内に、電子メールにより担当グループまで書面（任意様式）を提出することで、その理由の説明を求めることができる。

7 業務提案書等書類の提出

(1) 業務提案書等の提出書類

表7-1に示す書類（以下「業務提案書等」という。）を提出すること。

表 7-1 業務提案書等の提出書類

提出書類		様式	留意事項
業務提案書提出届		様式第4号	
業務提案書		様式第5号	<p>ア 文字サイズは10ポイント以上とする。ただし、図表中の文字サイズはこの限りでない。</p> <p>イ 文字数の制限は設けないが、枚数については、各項目の各様式1枚以内とし、簡潔かつ明瞭に記述すること。</p> <p>ウ 事業者が特定できるような表現は用いないこと。</p>
1. 業務の実施方針	(1) 業務遂行の基本方針	様式第6-1号から 様式第6-15号まで	
	(2) 実施体制		
2. 各業務の実施計画	(1) 運転管理業務に関する提案		
	(2) 保守点検・修繕業務に関する提案		
	(3) 災害、事故及び非常時対応業務に関する提案		
	(4) モニタリングに関する提案		
	(5) 委託終了時の引継業務に関する提案		
	(6) 見学者対応に関する提案		
3. 地元貢献等（地元雇用、地元経済及び地元振興に関する提案）			
4. その他（自由提案）			
添付資料（必要に応じて）			提案書に参照箇所を明示すること。
5. 本委託業務における提案額		様式第7号	提出書類（PDF形式とする。）をアップロードすること。
提案額内訳書		様式第8号	

① 書類の提出方法

業務提案書等提出フォームから提出書類（PDF形式とする。）をアップロードすることにより行うものとする。

業務提案書等提出フォームアドレス

URL : <https://logoform.jp/form/szZL/1236678>

※アップロード後、電話により担当グループへ受信確認を行うこと。

② 提出期限

令和7年11月26日(水) 17時00分

8 第2次審査

業務提案書等に係るプレゼンテーション及びヒアリング審査を次のとおり行う。

(1) 実施方法

- ① プレゼンテーションは、非公開で行う。
- ② プレゼンテーションは業務提案者ごとに行い、持ち時間は30分とし、その後ヒアリングを実施する。
- ③ プレゼンテーションは、提出された業務提案書等に記載された提案内容の範囲で行うこととし、追加資料の配付等は認めないものとする。ただし、ヒアリングの際に、詳細に、あるいは補足的に説明することは認める。
- ④ 業務提案者から委員会への質問は一切認めない。
- ⑤ プレゼンテーションでは、パソコンの使用を可能とするが、使用するパソコンは業務提案者が用意し自ら操作すること。なお、パソコンの設置準備時間は持ち時間から除く。
※ プロジェクター及びスクリーンは市が用意する。
- ⑥ プレゼンテーション及びヒアリング審査の説明者は、4名以内とする。
- ⑦ 説明者は、企業等を特定することができる服装及び言動(具体的な企業名や実績等)をしてはならない。
- ⑧ 欠席をした場合は、業務提案書等の審査、評価及び選定から除外する。
- ⑨ プレゼンテーション及びヒアリング審査の開始時刻等は、後日通知する。

(2) 実施日及び場所

① 実施日

令和7年12月16日(火)

② 場所

登別市役所本庁舎(登別市中央町6丁目11番地)

(3) 評価基準

委員会の各委員は、プレゼンテーション及びヒアリング審査を経て、評価基準に基づき、各委員200点満点で採点する。

(4) 最優秀者(受注候補者)の選定

委員会は、第2次審査における各委員の評価点を合計し、合計得点が最も高い者を最優秀者(受注候補者)に選定する。この場合において、評価点の合計が同点となる者が2人以上あるときは、委員会の合議により順位を決定する。なお、業務提案者が1者の場合でも審査することとする。

(5) 結果の公表及び通知

受注候補者を選定したときは、令和7年12月22日（月）までに業務提案者全員に対し、審査結果を通知するとともに、令和7年12月26日（金）までにその結果を公表する。なお、受注候補者とならなかった者は、通知を受けた日の翌日から起算して5日（日曜日及び土曜日を除く。）以内に、電子メールにより担当グループまで書面（任意様式）を提出することで、その理由の説明を求めることができる。

(6) プレゼンテーションを延期する場合は、次のとおりとする。この場合、業務提案者が損害を受けることがあっても、市は、その賠償の責を負わない。

- ① 談合情報などの不正行為に準ずる行為があった場合又はその疑いがあると認められたとき。
- ② 天災その他やむを得ない理由により、公正なプレゼンテーションが行えないと認められるとき。

9 契約に関する基本事項

(1) 事業名

登別市若山浄化センター等維持管理業務包括委託

(2) 契約の締結

市は、提案内容を踏まえ、受注候補者と協議を行い、見積書を徴取し随意契約により契約を締結する。

また、受注候補者が次に掲げる事項に該当する場合は、次点者と協議を行い、協議が整った場合に、次点者と契約を締結することができる。

- ① 交渉が不調に終わった場合
- ② 地方自治法施行令第167条の4に規定される者に該当した場合
- ③ 業務提案時の提案額と比較し、見積額が著しく異なる等不誠実な行為があった場合
- ④ その他の理由により契約ができなかった場合

(3) 契約書の作成

契約書を作成するものとする。

(4) 事業の概要

- ① 業務提案書等に記載された内容、プレゼンテーション及びヒアリング審査の内容については、基本的に尊重するが、プロポーザルは契約適格者を審査するものであり、事業は実施要領等に基づき進めていくことを前提とする。
- ② 事業の内容は、市が定める契約書のほか、要求水準書に基づき行うものとする。

10 その他の事項

- (1) 本プロポーザルの関連情報を入手するための照会窓口は、担当グループとする。
- (2) 現場見学、提出書類の作成及び提出並びに第2次審査の参加等に関する費用は、参加者の負担とする。
- (3) 提出書類は、返却しない。
- (4) 最優秀者（受注候補者）の提出書類は、公表する場合がある。
- (5) 提出書類は、参加者に無断で審査目的以外に使用しない。
- (6) 提出書類は、審査目的の範囲で複製することがある。
- (7) 提出書類に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。ただし、採用した提案書等の著作権は市に帰属する。
- (8) 市は、参加者から提出された提案書等について、登別市情報公開条例（平成18年条例第34号）の規定による請求に基づき、公開することがある。
- (9) 提出書類に含まれる第三者の著作物の公表・展示等の使用に関しては、全て参加者が当該第三者の承諾を得ておくこと。
- (10) 本プロポーザルについて、参加者が1者の場合であっても、委員会において業務提案書等の内容の審査を行い、選定の判断を行う。